

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年9月25日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 9/25

- 9月24日及び25日、イスラエル首相府、保健省が、9月25日午後2時から2週間の予定（延長される可能性があります。）で実施する更なる規制措置を発表しましたので、邦人の皆様の生活に大きく影響する主な内容を以下のとおりお知らせします。
- 外出制限を始めとする禁止事項に違反した場合は刑法に違反することとされ、罰金が課され得るとされています。
- 発表内容の詳細につきましては、以下のリンクを御確認の上、追加情報の発表に御留意ください。
- 今後も更なる追加措置がとられる可能性が考えられます。既に実施されている措置の詳細確認と共に、イスラエル当局等からの最新情報の入手に努めてください。

1 規制措置の主なものは次のとおりです。

(1) すべての職場及び市場の閉鎖（食料品、医薬品、その他必要不可欠なサービスを提供する店舗や職場を除く。）

(2) 自宅からの外出は次の例外事由を除き、1,000メートルまで可能

ア 従業員及び兵士の職場への通勤（開業が許可される不可欠な職場のリストは財務省により公表される。）

イ 医薬品、食料品、及び必要不可欠な物品の調達

ウ 医療、心理療法、及び薬物治療等の受診

エ 特別教育等、許可された教育活動のための外出

オ 割礼式及び葬式の出席

カ 福祉施設の住民の外出、障害を持った方による家族の相互訪問

キ 女性によるミクベ(沐浴)のための外出

ク 両親が別居中の家庭における子供の送迎

ケ 動物に対する緊急治療

コ クネセットの訪問、司法手続き、献血

サ 困窮状態にある者への支援

シ 家の引っ越し

ス 単独又は居住を共にする者同士でのスポーツ活動

セ ヨムキプール戦争(第4次中東戦争)の犠牲者追悼

ソ 祈禱への参加(宗教省の承認が必要)

タ 航空便の利用(以下2を御参照)

(3) 公共交通機関の運行制限

(4) 公式の国際試合を除き、あらゆるスポーツ部門の閉鎖

2 航空機の利用に関する運輸省の発表概要は次のとおりです。

(1) 今次ロックダウンの開始日時である9月25日午後2時より前に航空チケットを購入した者は出国可能。ただし、同チケット購入日の真正を証明し、コロナ陰性証明書を提示する必要がある(後者は渡航先国の方針による。)

(2) イスラエル人は、「Purple Standard」に従い、ベングリオン空港を通じてイスラエルに入国することができる(当館注: イスラエル在住の永住権者や一時滞在外国人も対象になるかは明示されていません。)

(3) グリーン国に渡航する市民は、イスラエル帰国後の隔離は不要。

(4) レッド国に渡航する市民は、イスラエル帰国後に14日間の隔離が必要。グリーン国がレッド国に変わった場合、4日間の猶予期間が与えられ、その期間は入国後の隔離無しで帰国できる。

(5) すべての渡航者は、渡航先国のコロナ検査結果の証明に関する義務について確認しなければならない。

当館注: 保健省によるグリーン国、レッド国の指定については、本文末尾の【参考情報】のリンクにて御確認ください。

3 在留邦人、短期渡航者の皆様におかれましては、以下の点に御注意の上、御自身や周囲の方々の感染予防に努めてください。

(1) 不要不急の外出を控える。

(2) 食材等の買出しでやむを得ず外出する場合はマスク(必要に応じて手袋)を着用し、密閉空間、密集場所、密接場面を避け、ソーシャル・ディスタンスを確保する。

(3) アルコール系消毒液又は石けんと流水による手洗い。

【参考情報】

(今回の措置に係る首相府発表、英語)

https://www.gov.il/en/departments/news/spoke_joint_statement240920

(今回の措置に係るイスラエル国家警察発表、ヘブライ語)

https://www.gov.il/he/departments/news/police_covid-19_information_general

(今回の措置に係る運輸省発表、ヘブライ語)

https://www.gov.il/he/departments/news/mot_updates_covid19

(保健省によるグリーン国、レッド国の指定リスト、英語)

<https://www.gov.il/en/Departments/DynamicCollectors/green-red-countries?skip=0>

(今までの規制措置)

https://www.gov.il/en/departments/news/spoke_magen130920

(航空業務に係る今までの保健省発表、ヘブライ語)

https://www.gov.il/he/departments/news/14092020_01

(イスラエル保健省)

英語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

Traffic Light Planに基づく各自治体の色分けと制限措置

(保健省発表 URL)

https://www.gov.il/en/departments/news/30082020_05

(首相府発表 URL)

https://www.gov.il/en/departments/news/spoke_health030920

各自治体の色分けは以下のサイトで確認できます。

赤 https://www.gov.il/he/Departments/Guides/ramzor-cites-guidelines?chapterIndex=2&utm_source=go.gov.il&utm_medium=referral

オレンジ https://www.gov.il/he/Departments/Guides/ramzor-cites-guidelines?chapterIndex=3&utm_source=go.gov.il&utm_medium=referral

黄 https://www.gov.il/he/Departments/Guides/ramzor-cites-guidelines?chapterIndex=4&utm_source=go.gov.il&utm_medium=referral

緑 https://www.gov.il/he/Departments/Guides/ramzor-cites-guidelines?chapterIndex=5&utm_source=go.gov.il&utm_medium=referral

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

(新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100090369.pdf>

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更 (3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>